



## リハ職に関すること

	質問	回答
1	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士(以下「リハ職」という。)、臨床工学技士はたんの吸引等ができるか	<p>平成22年4月30日医政発0430第1号「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」により、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士はその資格によりたんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)が行われるようになりました。ただし、医師の指示があること及び医療(医師や看護師との連携)が構築されていることが条件です。</p> <p>また、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養及び経鼻経管栄養については実施することができません。</p> <p>なお、リハ職のみが行う施設・事業所については登録特定行為事業者になる必要がなく、「介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿」の提出についても不要です。</p>

### 抜粋

#### (2) リハビリテーション関係職種

近年、患者の高齢化が進む中、患者の運動機能を維持し、QOLの向上等を推進する観点から、病棟における急性期の患者に対するリハビリテーションや在宅医療における訪問リハビリテーションの必要性が高くなるなど、リハビリテーションの専門家として医療現場において果たし得る役割は大きなものとなっている。

##### 1) 喀痰等の吸引

- ① 理学療法士が体位排痰法を実施する際、作業療法士が食事訓練を実施する際、言語聴覚士が嚥下訓練等を実施する際など、喀痰等の吸引が必要となる場合がある。この喀痰等の吸引については、それぞれの訓練等を安全かつ適切に実施する上で当然に必要となる行為であることを踏まえ、理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)第2条第1項の「理学療法」、同条第2項の「作業療法」及び言語聴覚士法(平成9年法律第132号)第2条の「言語訓練その他の訓練」に含まれるものと解し、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)が実施することができる行為として取り扱う。
- ② 理学療法士等による喀痰等の吸引の実施に当たっては、養成機関や医療機関等において必要な教育・研修等を受けた理学療法士等が実施することとともに、医師の指示の下、他職種との適切な連携を図るなど、理学療法士等が当該行為を安全に実施できるよう留意しなければならない。今後は、理学療法士等の養成機関や職能団体等においても、教育内容の見直しや研修の実施等の取組を進めることが望まれる。